主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁議人澁谷正俊の上告趣意について。

上告の申立は、刑訴四〇五条に定めてある事由があることを理由とするときに限 りなすことができるものである。同四一一条は、上告申立の理由を定めたものでは なく、同四〇五条各号に規定する事由がない場合であつても、上告裁判所が、原判 決を破棄しなければ著しく正義に反すると認めた場合に、職権をもつて原判決を破 棄し得る事由を定めたものである。

しかるに、所論は、明らかに同四〇五条に定める事由に該当しないし、また、同四一一条を適用すべきものと認められないから、同四一四条、三八六条一項三号により主文のとおりの決定する。

この決定は裁判官全員の一致した意見である。

昭和二六年二月九日

最高裁判所第二小法廷

_	精	Щ	霜	裁判長裁判官
茂		Щ	栗	裁判官
重	勝	谷	小	裁判官
郎	Л	Ħ	蔝	裁判官